**おおさか気候変動対策賞　実施要領（案）**

参考資料５

**【特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）用】**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年○月

**１．趣旨**

（１） 大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「府条例」という。）に基づき、建築物におけるヒートアイランド現象の緩和に関し、他の模範となる特に優れた取組をした建築主及び設計者を表彰する。

（２） 取組内容をホームページ等で広く公表することにより、建築主及び設計者の意欲を高めるとともに、ヒートアイランド対策の一層の普及促進を図る。

**２．賞の名称及び種類**

（１） 本賞は、大阪府気候変動対策事業活動表彰制度要綱第６条第２項第２号の規定に基づき授与される「おおさか気候変動対策賞特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）」とする。

（２） 本賞は、建築物の新築、増築又は改築にあたりヒートアイランド現象の緩和対策の優れた取組を実施した建築主及び設計者に授与するもとする。

（３） （１）の表彰数は、各年度10件程度以内とする。「**４．審査基準**」を満たすもののうち、同基準の（２）①の評価値が高いもの、（２）②の評価値が高いものの順に選考する。

（４） 本賞の表彰対象となるもののうち、特にエネルギー消費性能や断熱性能に優れ、ZEH※1やZEB※2を実現しているものは、（１）のおおさか気候変動対策賞特別賞の愛称を「５．ZEH、ZEBの評価」に示す愛称とする。

※1　ZEH：外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支を正味でゼロとすることを目指した住宅

※2　ZEB：先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物

**３．対象となる取組事例**

（１） 敷地内の室外歩行者空間等の暑熱環境を緩和する取組

①　敷地内の歩行者空間等へ風を導く取組

②　夏期における日陰を形成する取組

③　敷地内に緑地や水面等を確保し、舗装面積を小さくする取組

④　屋上、外壁の建築外装材料に配慮する取組

⑤　建築設備に伴う排熱の位置等に配慮する取組

（２） 敷地外への熱的な影響を低減する取組み

①　地域の温熱環境の状況を事前に調査する取組

②　風下となる地域への風通しに配慮する取組

③　地表面被覆材料に配慮する取組

④　屋根、外壁の建築外装材料に配慮する取組

⑤　建築設備から大気への排熱量を低減する取組

⑥　温熱環境悪化改善の効果を確認する取組

**４．審査基準**

次の（１）及び（２）を満たしていることとする。

（１） 建築物環境計画書及び建築物工事完了の届出

府条例又は「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づき、建築物環境計画書の届出がなされ、前年度に工事が完了し、その旨の届出がなされた特定建築物であること。

※特定建築物とは、新築については延べ面積2,000㎡以上、増築・改築については増築・改築部分の床面積の合計2,000㎡以上の建築物をいいます（以下同じ）。

（２） 取組内容の評価

届出がなされた建築物環境計画書において、次に掲げるヒートアイランド現象の緩和対策等に関する取組内容の評価結果がいずれも確認できること。

ただし、建築物環境計画書変更届出がなされている場合は、変更後の評価結果による。

①　建築物の敷地内の室外歩行者空間等の暑熱環境を緩和し、建築物の敷地外への熱的な影響を低減する優れた取組を実施していること。

（CASBEE-建築（新築）の評価項目のうち「Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上」及び「LR3-2.2 温熱環境悪化の改善」の得点の平均がレベル3.5以上であること。）

②　建築物の総合的な環境性能に関し、一般的な水準以上の取組を実施していること。

（CASBEE-建築（新築）により評価した建築物の環境効率（BEE）が1.0以上であること。）

※CASBEE：建築環境総合性能評価システム(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)

「CASBEE」は、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターが保有する登録商標です。

CASBEE-建築（新築）のバージョンは届出にあたり使用したものによります。

**５．ZEH、ZEBの評価**

本賞の表彰対象となるもののうち、ZEHやZEBを実現しているものは、本賞の愛称を以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 賞の愛称 | 評価の条件 |
| “涼”デザイン建築賞-ZEH-M style- | 「４．審査基準」に加えて『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Orientedのいずれかの認証を受けていること。 |
| “涼”デザイン建築賞-ZEB style- | 「４．審査基準」に加えて『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの認証を受けていること、又は、ZEB Orientedの要件のうち床面積、未評価技術以外の要件を満たす（ZEB Oriented相当）こと。 |

**６．受賞候補者の選定**

（１）選定方法

　　おおさか気候変動対策賞（建築物関係）事務局（以下、「事務局」という。）において以下の条件に該当する受賞候補者を選定する。

　①　大阪府内（大阪市及び堺市を含む。）に建築された４．審査基準（１）及び（２）を満たしている特定建築物の建築主及び設計者とする。ただし、国又は府が設置管理する特定建築物を除くものとする。

　②　次のいずれかに該当する場合は受賞候補者から除くものとする。また、受賞候補者の意思確認後に該当することとなった場合は表彰対象から除くものとする。

　　・大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

　　・その他、本賞にふさわしくないと大阪府が判断した者

　　　例）法律や大阪府条例に基づく改善勧告、改善命令、罰則等を受けている者

※１棟ごとに１の受賞候補とする。

ただし、建築基準法第86条に基づき一団地認定を受けている場合は、「**４．審査基準**」を満たす複数棟の特定建築物について１の受賞候補とすることができる。この場合、工事の完了の時期については、複数棟のうち工事完了日が最も遅い棟の工事完了日が前年度であることを要件とし、その他の棟の工事完了日はそれ以前であっても差し支えない。

（２）受賞候補者の意思確認

　　事務局より（１）に該当する受賞候補者に対して、受賞候補者となる意思確認を行う。

　　受賞候補者となる意思のある者は、定められた回答期間内に以下の書類を事務局に提出する。

　①　意思確認書類の様式と書類名称

|  |  |
| --- | --- |
| **様式** | **書類名称** |
| 様式１ | 受賞候補意思確認書（Word） |
| 様式２ | 写真貼付用紙（Word） |

　　　・意思確認書類の記載内容により、必要に応じて追加で資料の提出を求める。

　　　・提出された意思確認書類は返却しない。

②　提出方法

意思確認書類の印刷物２部（カラー）及び電子データ１部（メール又はCD-R）を**１０．**の「おおさか気候変動対策賞（建築物関係）事務局」宛に提出（持参又は送付）する。

**７．現地確認**

審査・選考の前に、必要に応じて事務局が現地確認を行う。

現地確認を実施する場合、建築主には、事務局から設計者を通じて事前に通知する。

**８．審査・選考**

　大阪府知事が決定する。

**９．審査スケジュール**

　当該年度の11月～１月　 現地確認（必要に応じて実施。）

　　当該年度の１月～２月　 審査・選考（非公開）

**１０．審査結果の発表、表彰**

　審査・選考後、意思確認書の回答のあった者全員に審査の結果を通知する。

当該年度の２月または３月に表彰式を行う。

また、表彰式後に、受賞者の取組の概要を大阪府ホームページ上に掲載する。

**１１．事務局**

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 建築環境・設備グループをおおさか気候変動対策賞（建築物関係）事務局とする。